

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 梅花苑
(介護予防) 短期入所療養介護サービス 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・開設者等 医療法人徳洲会 理事長 東上 震一
- ・施設名 医療法人徳洲会 介護老人保健施設 梅花苑
- ・開設年月日 平成 30 年 2 月 1 日
- ・所在地 〒999-5314 山形県最上郡真室川町大字木ノ下字片湊山 1125-286
- ・電話番号 0233-32-0505 ・ファックス番号 0233-32-0506
- ・管理者名 濱中 秀信
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0652580036)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話、また、栄養マネジメント、栄養管理などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、(介護予防) 短期入所療養介護や(介護予防) 通所リハビリテーションといったサービスを提供し在宅ケアを支援する目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などや退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 梅花苑の運営方針]

『いつでも、どこでもだれもが最善の介護を受けられる社会を目指して、高齢者の身体・精神両面からの支援をすることを目的とする。』

(3) 施設の職員体制

	常勤換算数	基準人数	夜間	業務内容
・医 師	1	1		身体の診療、診察を担当
・看護職員	9.85	8	1	療養上のお世話を担当
・介護職員	30	25	4	身体の介護を担当
・支援相談員	3	1		施設での生活全般に関する相談援助
・作業療法士	2	1		機能訓練の指導を担当
・理学療法士	1.2			
・言語聴覚士	1			
・管理栄養士	2	1		栄養管理を担当
・栄養士	1			
・調理師	6			調理を担当
・介護支援専門員	1	1		施設における介護などの計画作成
・事務職員 等	5			受付、会計業務、介護報酬請求など

(4) 入所定員等

- ・定員 100 名
- ・療養室 個室 20 室、4 人室 20 室

(5) 通所定員 25 名

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の立案
 - ② 食事 朝食 7時 30分～
 昼食 12時 00分～
 夕食 18時 00分～
 - ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
 - ④ 医学的管理・看護
 - ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
 - ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、運動機能向上、口腔機能向上、レクリエーション）
 - ⑦ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
 - ⑧ 相談援助サービス
 - ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
 - ⑩ 理容サービス（委託契約）
 - ⑪ 行政手続代行
 - ⑫ その他
- ＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 医療機関の受診、投薬について

介護老人保健施設では、利用者に必要な日常的な医療については施設医師、スタッフが担当することとされており、不必要に入所者の為に往診を求めることや医療機関に通院させてはならないことになっています。

また、（介護予防）短期入所療養介護利用中の薬剤については、短期入所時の日数分をあらかじめご準備ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

協力医療機関

(医療・歯科)	名 称	医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院
	住 所	山形県新庄市大字鳥越字駒場 4623
(歯科)	名 称	真室歯科医院
	住 所	山形県最上郡真室川町新町 92

5. 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診等：

当施設では、協力医療機関と利用者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的を開催しています。また、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

6. 緊急・受診時の連絡先、受診時の親族協力について

緊急・受診の場合には、「同意書」「申込書」「連絡先確認表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

受診時の付き添いは、原則扶養者・連帯保証人等の親族等におこなって頂く事になります。

7. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講じます。また、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。利用者の家族等及び行政機関に対して速やかに連絡をします。

8. 損害賠償

- ・介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- ・利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。
- ・万一、利用者及び扶養者が損害を賠償しない場合は、連帯保証人がその責任のもとに保証限度額範囲内で支払う義務があります。

9. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 … 面会時間は午前9時から午後5時までとなっています。又、面会カードがございますので、記入をお願いします。
- ・外出・外泊 … 事前の届出が必要です。
- ・飲酒、喫煙、火気の取扱い … 当施設では堅くお断りいたします。
- ・設備、備品の利用 … 当施設備品について破損させた時、場合によっては修理費をいただくことがあります。
- ・所持品、備品等の持ち込み … 危険物（はさみや縫い物等の針等）の持ち込みは不可とします。
- ・金銭、貴重品の管理 … 原則、金銭は持ち込み頂けません。持ち込み希望のある方は預かり金管理規程に則り管理する事となります。
- ・外泊時等の施設外での受診 … 外泊中でも、他医療機関へ受診される際には、必ず当施設医師による紹介状が必要となります。
- ・宗教活動、ペットの持ち込み … 堅くお断りいたします。
- ・洗濯物について…原則、ご家族洗濯になります。困難な場合は業者委託洗濯もご利用いただけます。

10. 非常災害対策

- ・防災設備 … スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報システム
- ・防災訓練 … 年2回

11. 身体拘束及び高齢者虐待防止等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、例外的に緊急やむを得ない場合が生じた場合は、法に諮り適切な手順のもと行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する事とし、身体拘束経過観察記録にて状態等の観察・再検討を行います。また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき高齢者虐待防止への取り組みを行います。

12. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

13. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談く

ださい。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えられた「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

※行政の苦情処理の為の相談窓口

市町村窓口	真室川町役場 福祉課 0233-62-3436 又は 0233-64-1525
公的団体窓口	山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課 0237-87-8006
山形県窓口	最上総合支庁 最上地域保健福祉課 0233-29-1276

14. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。